

教えて！ 議長



鈴木潔議長

# 市議会の役割について こんなことをしています！

皆さんにもっと市議会を身近に感じていただくため、議長が市議会について解説します。

市議会には、市の意思を決定する機関として十分な活動ができるよう、法律によってさまざまな権限が与えられています。

議会の持つ権限には、次のようなものがあります。

## 議 決 権

執行機関（例えば、市長、教育委員会など）が仕事を進めるに当たり、議会の議決を要するものについては地方自治法第96条に定められており、その主なものは次のとおりです。

- (1) 条例を制定し、又は改正し、廃止すること。
- (2) 市の予算（収入・支出）を定めること。
- (3) 市の前年の決算（収入・支出）を認定すること。
- (4) 1億5千万円以上の建物建設工事などの契約を締結すること。
- (5) 2千万円以上の土地などの財産を取得又は処分すること。
- (6) 使い道を指定した寄付又は贈与を受けること。
- (7) 市が支払う損害賠償の額を定めること。

## 同 意 権

副市長、教育委員会委員、監査委員、公平委員など、市長が選任する重要な人事に同意を与えるものです。

## 選 挙 権

議長、副議長、選挙管理委員などの選挙を行います。

## 検査権・調査権

議会の決定に沿って市の仕事が行われたかについて、検閲・検査、監査の請求、説明の要求、意見の陳述、調査・出頭証言、記録の提出請求などを行うことができます。

## 意見書・決議

市民生活に重要であり公共の利益に資するものであるが、市だけでは解決できないものなどについて、国や県などの関係機関に解決を求めるため、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出することができます。

また、決議という方法で議会の意見を表明することもあります。

